

7 文参芸第 80 号
国住経法第 52 号
国住指第 580 号
国住街第 196 号
国住参建第 4627 号
令和 8 年 4 月 1 日

各都道府県 建築主務部長 殿
各指定都市 建築主務部長 殿

文 化 庁参事官（芸術文化担当）
国土交通省住宅局住宅経済・法制課長
建 築 指 導 課 長
市 街 地 建 築 課 長
参事官（建築企画担当）

バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る
固定資産税及び都市計画税の減額措置について（通知）

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 11 の規定に基づき、同条第 1 項に規定する利便性等向上改修工事（以下「バリアフリー改修工事」という。）のうち一定のものが行われた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 2 条第 19 号に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）に該当する家屋であって、主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされたものについて、固定資産税及び都市計画税の減額措置がなされてきたところ。

今般、地方税法、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）及び地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）の一部が改正され、減額措置の対象となる家屋を特別特定建築物（法第 14 条第 3 項の条例で定める法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。以下同じ。）に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて一定のバリアフリー改修工事を行ったものとする等、対象の拡大や内容の強化が行われるとともに、これらの改正に伴い、地方税法施行規則附則第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年国土交通省告示第 465 号を制定したところであり、本制度は、本日（令和 8 年 4 月 1 日）施行された。

については、貴都道府県及び貴指定都市におかれては、バリアフリー施策を担当する福祉

部局その他の関係部局とも連携しつつ、下記事項について十分留意いただくよう配意願いたい（以下、本通知中の地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則については、令和8年4月1日現在の条文で掲載している。）。なお、今般の地方税法等の改正により、平成30年文部科学省告示第150号及び「地方税法施行規則附則第7条の2の規定に基づき、文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類について（通知）」（平成30年6月22日付け30庁文第59号）にて通知した「文部科学省告示第150号に規定する文部科学大臣の証明に係る実施要項」を廃止しているため、承知おき願いたい。

また、貴都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市を除く。）及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても本通知を周知願いたい。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済みであることを念のため申し添える。

記

1 固定資産税又は都市計画税の減額措置の概要について

地方税法附則第15条の11の規定に基づく固定資産税又は都市計画税の減額措置（以下「本減額措置」という。）は、特別特定建築物に該当する家屋のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に政府の補助（社会資本整備総合交付金等のバリアフリー環境整備促進事業のうち、既存建築物バリアフリー改修事業が該当。別添1参照。）を受けて一定のバリアフリー改修工事を実施した場合に、当該家屋に係る翌年度分から2年度分の固定資産税又は都市計画税（それぞれ当該バリアフリー改修工事に係る工事費の100分の5を限度とする。）について、税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額するものである。

本減額措置は、バリアフリー改修工事が完了した日から3か月以内に、市町村に対して、証明書（4の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われたことについて地方公共団体の長、建築士又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21に規定する指定確認検査機関が証明する書類であって令和8年国土交通省告示第465号に定める様式のもの。以下「証明書」という。）を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとしている。

本減額措置は上記のとおり既存建築物バリアフリー改修事業における補助を受けていることを要件としており、また、地域決定型地方税制特例措置を導入しているため、本減額措置の活用に当たっては、各市町村において既存建築物バリアフリー改修事業の補助制度の創設のほか、固定資産税又は都市計画税の減額率（3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内）を定める条例の制定が必要であることに留意されたい。

2 根拠条文等について

本減額措置の根拠条文は、以下のとおり。

- (1) 地方税法附則第15条の11

- (2) 地方税法施行規則附則第7条の2
- (3) 令和8年国土交通省告示第465号

3 対象となる家屋の要件について

本減額措置の対象となる家屋は、特別特定建築物に該当する家屋のうち、地方税法施行規則附則第7条の2第1項に定める既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて、一定のバリアフリー改修工事が行われたものである。なお、既存建築物バリアフリー改修事業については、対象建築物の規模要件は無いため、小規模店舗等のバリアフリー改修も含め幅広く支援対象としている。

4 バリアフリー改修工事の要件について

本減額措置の適用対象となるバリアフリー改修工事は、当該バリアフリー改修工事に係る部分（以下「改修部分」という。）を法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。以下「円滑化基準」という。）又は法第17条第3項第1号に規定する法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「誘導基準」という。）に適合させるものである。

円滑化基準又は誘導基準に適合させるバリアフリー改修工事であるか否かの判断については、建築物の部分ごとに、別表を参照のうえ判断されたい。ただし、法第14条第1項又は第3項の規定により一定規模以上の増築、改築又は用途変更に伴い円滑化基準への適合が義務づけられた家屋について行われたバリアフリー改修工事であって、円滑化基準に適合させるバリアフリー改修工事（誘導基準に適合させるものを除く。）を行った部分が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第23条各号に掲げる部分（以下「適合義務部分」という。）のみであるもの（地方税法施行規則附則第7条の2第3項）については、本減額措置の対象外となることに留意されたい。一方、適合義務部分を誘導基準に適合させるバリアフリー改修工事を行った場合や、適合義務部分以外の部分についても円滑化基準又は誘導基準に適合させるバリアフリー改修工事を行った場合については、本減額措置の対象となる（別添2参照。）。

また、円滑化基準に適合させるバリアフリー改修工事において、廊下等、傾斜路又は敷地内の通路については、それぞれ政令第11条、第13条又は第17条に定める基準（以下「一般基準」という。）に適合していれば、政令第19条第2項第3号、第4号又は第7号にそれぞれ定める移動等円滑化経路の構造の基準への適合を求めるものではない。ただし、一般基準をすべて満たした上で、移動等円滑化経路の構造の基準をすべて満たすバリアフリー改修工事を行う場合については、当該バリアフリー改修工事に係る工事費についても、5の減額措置対象工事費に算入することとする。

なお、改修部分に車椅子使用者の利用を前提とする部分が含まれる場合、道等や利用居

室から当該箇所までの経路については、必ずしも移動等円滑化経路に関する構造の基準への適合を求めないが、段がなく、車椅子使用者が通行可能な幅が確保されていること等により、当該部分に車椅子使用者が到達することができることが望ましい。

5 補助対象となるバリアフリー改修工事に係る工事費の確認について

減税額の算定に当たっての固定資産税額又は都市計画税額は、本減額措置の対象となるバリアフリー改修工事に係る工事費（以下「減額措置対象工事費」という。）の100分の5を限度としているところ、本減額措置は、政府の補助として既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けてバリアフリー改修工事を行うことを要件としていることから、減額措置対象工事費は、既存建築物バリアフリー改修事業による支援を受けたことを示す補助金確定通知書等に記載されている補助対象事業費によって確認するものとする。ただし、当該補助対象事業費のうち、改修部分を円滑化基準又は誘導基準に適合させるバリアフリー改修工事に対する事業費のみを減額措置対象工事費とする必要がある。

なお、バリアフリー改修工事が複数年度にまたがる場合は、各年度の補助金確定通知書には総合計が示されず単年度の工事費のみが記載されることとなり、減額措置対象工事費の算定に当たっては、複数年度の補助金確定通知書の補助対象事業費を合算する必要があることに留意されたい。

6 証明書の発行主体について

本減額措置の適用を受けようとする者が市町村に提出する証明書を発行できるのは、(1)から(3)までの者（以下「証明書発行者」という。）としている。

(1) 減額措置の適用を受けようとする家屋の所在地を管轄する地方公共団体の長

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士

(注) 申請家屋が建築士法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。

(注) また、建築士は、申請者に証明書を交付する際に、自らの一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証の写し又は免許証明書の写しを併せて交付されたい。

(3) 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関

7 証明書の発行事務について

6(1)から(3)に掲げる証明書発行者におかれては、証明書の発行事務に当たり以下を参考にされたい。

(1) 証明内容

証明書発行者においては、申請家屋について4の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われたことを確認した上で証明書を発行されたい。

証明書の発行に当たっては、申請者から提出された(3)の書類により審査を行った上で、原則としてバリアフリー改修工事完了後の申請家屋の現況を確認されたい。なお、既存建築物バリアフリー改修事業の交付決定を行った地方公共団体や、申請家屋に係るバリアフリー改修工事の設計及び工事監理をした建築士は、その際の結果を活用して差し支えない。

(2) 証明書の様式

証明書発行者においては、令和8年国土交通省告示第465号により定める証明書の様式により証明を行われたい。

(3) 証明書の発行のための提出書類

証明書発行者においては、申請者から以下の書類又はその写しの提出を求め、(1)の証明内容等を確認することとする。

(i) 申請家屋の所在地が確認できる書類

(例) 登記事項証明書、固定資産税の課税証明書

(ii) 行われたバリアフリー改修工事に関する書類

(例) バリアフリー改修工事の設計書、バリアフリー改修工事前後の平面図、バリアフリー改修工事の写真、本通知別表に示す建築物の部分ごとの基準への対応状況

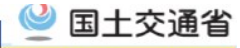
(4) 証明書の発行手数料

証明書の発行手数料については、証明書発行者における実費、事務量等を勘案して、適正な額に設定されたい。

(5) 証明書の発行に要すべき期間

減額措置の適用を受けるためには、バリアフリー改修工事が完了した日から3か月以内に、市町村に対して、証明書等の必要書類を添付して申告を行うことが必要である。このため、証明書の発行に当たっては、この期限内に申請者が申告できるよう適切に対応されたい。

小規模店舗等のバリアフリー改修への支援制度【事業名：バリアフリー環境整備促進事業】



社会資本整備総合交付金等にて支援

民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の創設が必要）

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺
- ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域

交付率

1/3を国費で支援

支援概要

■バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援

■既存建築物バリアフリー改修事業

【対象建築物】

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

【補助対象】

- バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子利用者用トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウンターの設置
- ・車椅子利用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・点字・音声等による案内板の設置
- ・トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
- ・集団補聴設備の設置 など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



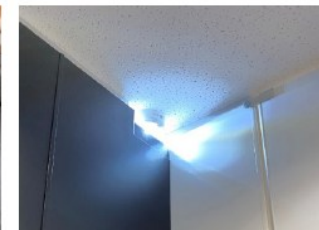
ローカウンターの設置



視覚障害者誘導用ブロック、点字による案内板の設置



集団補聴設備の設置



トイレへのフラッシュライトの設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和7年5月)

(例)増築等により適合義務がかかる場合の取扱い

増築を行う場合

※増築部分は、「利便性等向上改修工事」に非該当

凡例 —●— …税制特例の対象外 —■— …税制特例の対象

政令第23条各号に掲げる部分(破線部囲い) 増築部分

(家屋平面図)

増築2,000㎡

居

居

居

居

既存の車椅子使用者用便房

通路幅120cm(移動等円滑化経路の基準に適合)

通路幅120cm(移動等円滑化経路の基準に適合)

増築2,000㎡

居

居

居

居

既存の車椅子使用者用便房

通路幅180cm(誘導基準に適合)

⇒ 誘導基準に該当する部分(増築部分に存する経路を**除く**)は、税制特例の対象。

用途変更を行う場合

※用途変更に伴って修繕・模様替えを行う場合は、「利便性等向上改修工事」に該当

凡例 —●— …税制特例の対象外 —■— …税制特例の対象

政令第23条各号に掲げる部分(破線部囲い) 用途変更部分

(家屋平面図)

用途変更 2,000㎡

居

居

居

居

既存の車椅子使用者用便房

通路幅120cm(移動等円滑化経路の基準に適合)

通路幅120cm(移動等円滑化経路の基準に適合)

用途変更 2,000㎡

居

居

居

居

既存の車椅子使用者用便房

通路幅180cm(誘導基準に適合)

⇒ 誘導基準に該当する部分(用変部分に存する経路を**含む**)は、税制特例の対象。

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

<p>建築物の部分</p>	<p>基準</p>	<p>要件を示す条文 政令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律施行令 省令：高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令</p>	<p>要件</p>
<p>廊下等</p>	<p>円滑化基準</p>	<p>政令第11条 政令第19条第2項第1号、第3号</p>	<p><u>改修部分に階段が含まれる場合は、当該階廊下等は次に掲げる一般基準又は移動等円滑化経路の構造の基準に適合していること。</u></p> <p><u>一般基準（第11条）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。（第1号） ・ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等が敷設されていること。（第2号）（※1） <p>※1：傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合にあっては、適合を要しない。（平成18年国土交通省告示第1497号第1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ➢ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ➢ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 <p><u>移動等円滑化経路の構造の基準（第19条第2項第1号及び第3号）</u></p> <p>上記の一般基準に加えて、以下の基準を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段又は段を設けないか、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設していること。（第1号） ・ 幅は、120cm以上であること。（第3号イ） ・ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所が設けられていること。（第3号ロ） ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。（第3号ハ）

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誘導基準</p>	<p>省令第3条第1項</p>	<p>改修部分に廊下等が含まれる場合は、当該廊下等は次に掲げる基準に適合していること。（第3条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は、180cm以上であること。ただし、50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所が設けられている場合は、140cm以上であること。（第1号）（※1） ・ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。（第2号） ・ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等が敷設されていること。（第3号）（※2） ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。（第4号）（※1） ・ 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。（第5号） ・ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分には突出物を設けないこと（視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合を除く）。（第6号） ・ 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備が適切な位置に設けられていること。（第7号） <p>※1：車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通じる廊下等の部分にあつては、適合を要しない。（第3条第2項、平成18年国土交通省告示第1488号第1）</p> <p>※2：階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当する場合にあつては、適合を要しない。（平成18年国土交通省告示第1489号第1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ➤ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ➤ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
--	---	-----------------	---

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

建築物の部分	基準	要件を示す条文	要件
	円滑化基準	政令第12条	<p>改修部分に階段が含まれる場合は、当該階段は次に掲げる基準に適合していること。（第12条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 踊場を除き、手すりが設けられていること。（第1号） ・ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。（第2号） ・ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしていること。（第3号） ・ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としていること。（第4号） ・ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等が敷設されていること。（第5号）（※1） ・ 主たる階段は、回り階段でないこと。（第6号） <p>※1：段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合にあっては、適合を要しない。（平成18年国土交通省告示第1497号第2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 ➤ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合
階段	誘導基準	省令第4条	<p>改修部分に階段が含まれる場合は、当該階段は次に掲げる基準に適合していること。（第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は140cm以上であること。（第1号） ・ 蹴上げの寸法は、16cm以下としていること。（第2号） ・ 踏面の寸法は、30cm以上であること。（第3号） ・ 踊場を除き、両側に手すりが設けられていること。（第4号） ・ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。（第5号） ・ 前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしていること。（第6号） ・ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としていること。（第7号） ・ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等が敷設されていること。（第8号）（※1） ・ 主たる階段は、回り階段でないこと。（第9号） <p>※1：段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合にあっては、適合を要しない。（平成18年国土交通省告示第1489号第2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 ➤ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

建築物の部分	基準	要件を示す条文	要件
傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）	円滑化基準	政令第13条 政令第19条第2項第4号	<p><u>改修部分に傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）が含まれる場合は、当該傾斜路は次に掲げる一般基準又は移動等円滑化経路の構造の基準に適合していること。</u></p> <p>一般基準（第13条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。（第1号） ・ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。（第2号） ・ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしていること。（第3号） ・ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等が敷設されていること。（第4号）（※1） <p>※1：傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合にあっては、適合を要しない。（平成18年国土交通省告示第1497号第3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ➤ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ➤ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 <p>移動等円滑化経路の構造の基準（第19条第2項第4号）</p> <p>上記の一般基準に加えて、以下の基準を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上であること。（イ） ・ 勾配は、1/12を超えていないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えていないこと。（ロ） ・ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場が設けられていること。（ハ）

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

	誘導基準	省令第6条第1項、第2項	<p><u>改修部分に傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）が含まれる場合は、当該傾斜路は次に掲げる基準に適合していること。（第6条第1項）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は、階段に代わるものにあつては150cm以上、階段に併設するものにあつては120cm以上であること。（第1号）（※1） ・ 勾配は、1/12を超えていないこと。（第2号）（※1） ・ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場が設けられていること。（第3号）（※1） ・ 高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりが設けられていること。（第4号） ・ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。（第5号） ・ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしていること。（第6号） ・ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等が敷設されていること。（第7号）（※2） <p>※1：車椅子利用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分にあつては、適合を要しない。この場合において、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりが設けられていること。（第6条第2項、平成18年国土交通省告示第1488号第3）</p> <p>※2：傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合にあつては、適合を要しない。（平成18年国土交通省告示第1489号第3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ➤ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ➤ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 ➤ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合
--	------	--------------	--

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

建築物の部分	基準	要件を示す条文	要件
便所	円滑化基準	政令第14条第2項 政令第14条第3項 政令第14条第4項 政令第19条第2項第2号 政令第20条	<p><u>改修部分に車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を設けた便房、床置き式の小便器又は壁掛式の小便器その他これらに類するものが含まれる場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる基準に適合していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改修部分に車椅子使用者用便房を含む場合：次に掲げる基準に適合していること。（第14条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。（令和6年国土交通省告示第1074号第4） ・ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。（令和6年国土交通省告示第1074号第4） ・ 出入口の幅は、80cm以上であること。（第19条第2項第2号イ） ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。（第19条第2項第2号ロ） ○ 改修部分にオストメイト用設備を設けた便房を含む場合：次に掲げる基準に適合していること。（第14条第3項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けていること。 ○ 改修部分に男子用小便器を含む場合：次に掲げる基準に適合していること。（第14条第4項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）その他これに類する小便器を設けていること。 <p><u>すべての場合において、以下に掲げる基準に適合していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付近に、次に掲げる基準に適合する標識が設けられていること。（第20条、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十條に規定する標識に関する省令（平成18年国土交通省令第113号。以下「標識省令」という。）） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けていること。（標識省令第1項） ➢ 標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）としていること。（標識省令第2項）

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

	<p>誘導基準</p>	<p>省令第9条第1項第2号、第2項、第3項 省令第14条</p>	<p><u>改修部分に車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を設けた便房、床置き式の小便器又は壁掛式の小便器その他これらに類するものが含まれる場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる基準に適合していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改修部分に車椅子使用者用便房を含む場合：次に掲げる基準に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の幅は、80cm 以上であること。（第9条第1項第2号イ） ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。（第9条第1項第2号ロ） ○ 改修部分にオストメイト用便房を含む場合：次に掲げる基準に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けていること。（第9条第2項） ○ 改修部分に男子用小便器を含む場合：次に掲げる基準に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さ 35cm 以下）その他これに類する便房を設けていること。（第9条第3項） <p><u>すべての場合において、以下に掲げる基準に適合していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付近に、次に掲げる基準に適合する標識が設けられていること。（第14条） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 便所があることを示す標識を高齢者、障害者等の見やすい位置に設けていること。（第1項） ➢ 標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの）としていること。（第2項）
--	-------------	---------------------------------------	---

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

建築物の部分	基準	要件を示す条文	要件
	円滑化基準	政令第15条第1項	<p><u>改修部分に車椅子使用者用部分が含まれる場合は、当該車椅子使用者用部分は次に掲げる基準に適合していること。（令和6年国土交通省告示第1073号）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は、90cm以上であること。（第1号） ・ 奥行きは、135cm以上であること。（第2号） ・ 床は、平らとしていること。（第3号）
劇場等の客席	誘導基準	省令第9条の2第1項	<p><u>改修部分に車椅子使用者用部分が含まれる場合は、当該車椅子使用者用部分は次に掲げる規定に適合していること。（令和6年国土交通省告示第1295号）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は、90cm以上であること。（第1号） ・ 奥行きは、135cm以上であること。（第2号） ・ 床は、平らとしていること。（第3号） ・ 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造としていること。（第4号） ・ 同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けていること。（第5号）

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

建築物の部分	基準	要件を示す条文	要件
ホテル又は旅館の客室	円滑化基準	政令第16条第2項 第19条第2項第2号	<p>改修部分に車椅子使用者用客室が含まれる場合は、当該車椅子使用者用客室は次に掲げる基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる基準に適合する車椅子使用者用便房が設けられていること。（第16条第2項第1号）（※1） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 出入口の幅は、80cm以上であること。 ➤ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ・ 次に掲げる基準に適合する車椅子使用者用浴室が設けられていること。（第16条第2項第2号、平成18年国土交通省告示第1495号）。（※2） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 ➤ 車椅子使用者が円滑に利用していることができるよう十分な空間が確保されていること。 ➤ 出入口の幅は、80cm以上であること。（第19条第2項第2号イ） ➤ 出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。（第19条第2項第2号ロ） <p>※1：当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、適合を要しない。</p> <p>※2：当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p>

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

改修部分に車椅子使用者用客室が含まれる場合は、当該車椅子使用者用客室は次に掲げる基準に適合していること。

	誘導基準	省令第10条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口は、次に掲げる基準に適合していること。（第10条第2項第1号） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 幅は、80cm以上であること。 ➤ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ・ 便所は、次に掲げる基準に適合していること。（第10条第2項第2号）（※1） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 便所内に車椅子使用者用便房が設けられていること。 ➤ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。（第9条第1項第2号） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 幅は、80cm以上としていること。（イ） ◇ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。（ロ） ・ 浴室等は、次に掲げる基準に適合していること。（第10条第2項第3号）（※2） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 次に掲げる基準に適合する車椅子使用者用浴室が設けられていること。（第16条第2項第2号、平成18年国土交通省告示第1495号）。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 ◇ 車椅子使用者が円滑に利用していることができるよう十分な空間が確保されていること。 ◇ 出入口は、次に掲げるものであること。 ◇ 幅は、80cm以上としていること。 ◇ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 <p>※1：当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、適合を要しない。</p> <p>※2：当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、適合を要しない。</p>
--	------	-----------	--

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

建築物の部分	基準	要件を示す条文	要件
敷地内の通路	円滑化基準	政令第 17 条第 1 項第 1 号～第 3 号 政令第 19 条第 2 項第 7 号	<p><u>改修部分に敷地内の通路が含まれる場合は、当該通路は次に掲げる一般基準又は移動等円滑化経路の構造の基準に適合していること。</u></p> <p><u>一般基準（第 17 条第 1 項）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。（第 1 号） ・ 段がある部分は、次に掲げるものであること。（第 2 号） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 手すりが設けられていること。（イ） ➢ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしていること。（ロ） ➢ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としていること。（ハ） ・ 傾斜路は、次に掲げるものであること。（第 3 号） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。（イ） ➢ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしていること。（ロ） <p><u>移動等円滑化経路の構造の基準（第 19 条第 2 項第 7 号）</u></p> <p>上記の一般基準に加えて、以下の基準を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は、120cm 以上であること。（イ） ・ 50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所が設けられていること。（ロ） ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。（ハ） ・ 傾斜路は、次に掲げるものであること。（ニ） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 幅は、段に代わるものにあっては 120cm 以上、段に併設するものにあっては 90cm 以上であること。 ➢ 勾配は、1/12 を超えていないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあっては、1/8 を超えていないこと。 ➢ 高さが 75cm を超えるもの（勾配が 1/20 を超えるものに限る。）にあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場が設けられていること。

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

改修部分に敷地内の通路が含まれる場合は、次に掲げる基準に適合していること。（第11条第1項）

	誘導基準	省令第11条第1項第1号～第6号 省令第11条第2項 省令第11条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は、段がある部分を除き180cm以上であること。（第1号） ・ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。（第2号） ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。（第3号）（※1） ・ 段がある部分は、次に掲げるものであること。（第4号） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 幅は、140cm以上であること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定していることができる。（イ） ➢ 蹴上げの寸法は、16cm以下としていること。（ロ） ➢ 踏面の寸法は、30cm以上であること。（ハ） ➢ 両側に手すりが設けられていること。（ニ） ➢ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしていること。（ホ） ➢ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としていること。（ヘ） ・ 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。（第5号）（※1） ・ 傾斜路は、次に掲げるものであること。（第6号） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 幅は、段に代わるものにあつては150cm以上、段に併設するものにあつては120cm以上であること。（イ）（※1） ➢ 勾配は、十五分の一を超えていないこと。（ロ）（※1） ➢ 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場が設けられていること。（ハ）（※1） ➢ 高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりが設けられていること。（ニ） ➢ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしていること。（ホ） <p>※1：車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる敷地内の通路の部分を除く。この場合、1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。（第11条第3項、平成18年国土交通省告示第1488号第4）</p>
--	------	--	---

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

建築物の部分	基準	要件を示す条文	要件
駐車場	円滑化基準	政令第18条第2項 政令第20条	<p><u>改修部分に車椅子使用者用駐車施設が含まれる場合は、当該車椅子使用者用駐車施設は次に掲げる基準に適合していること。(第18条第2項)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は、350cm以上であること。(第1号) ・ 利用居室からの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けていること。(第2号) ・ 付近に、次に掲げる基準に適合する標識が設けられていること。(第20条、標識省令) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けていること。(標識省令第1項) ➢ 標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの)としていること。(標識省令第2項)
	誘導基準	省令第12条 省令第14条	<p><u>改修部分に車椅子使用者用駐車施設が含まれる場合は、当該車椅子使用者用駐車施設は次に掲げる基準に適合していること。(第18条第2項)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は、350cm以上であること。(政令第18条第2項第1号) ・ 利用居室からの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けていること。(政令第18条第2項第2号) ・ 付近に、次に掲げる基準に適合する標識が設けられていること。(第14条) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けていること。(第1項) ➢ 標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの)としていること。(第2項)
出入口	円滑化基準	政令第19条第2項第2号	<p><u>改修部分に出入口が含まれる場合は、当該出入口は次に掲げる基準に適合していること。(第19条第2項第2号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は80cm以上であること。(イ) ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。(ロ)
	誘導基準	省令第2条第1項 省令第2条第2項	<p><u>改修部分に出入口(籠、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものは除く。)が含まれる場合は、次に掲げる基準に適合していること。(第2条第1項)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は90cm以上であること。(第1号) ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。(第2号) ・ 直接地上へ通ずるものにあつては、次に掲げる基準に適合していること。(第2条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 幅は、120cm以上であること。(第1号) ➢ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。(第2号)

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

建築物の部分	基準	要件を示す条文	要件
エレベーター	円滑化基準	政令第19条第2項第5号イ～リ 政令第20条	<p><u>改修部分にエレベーター及び乗降ロビーが含まれる場合は、当該エレベーター及び乗降ロビーは次に掲げる基準に適合していること。(第19条第2項第5号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止していること。(イ) ・ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上であること。(ロ) ・ 籠の奥行きは、135cm以上であること。(ハ) ・ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上であること。(ニ) ・ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置が設けられていること。(ホ) ・ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置が設けられていること。(ヘ) ・ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置が設けられていること。(ト) <p><u>不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に限る。)のエレベーターである場合にあっては、上記のイからハまで、ホ及びヘに定める基準に適合するほか、次に掲げる基準に適合していること。(第19条第2項第5号チ)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 籠の幅は、140cm以上であること。 ・ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造としていること。 <p><u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。(第19条第2項第5号リ)(※1)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置が設けられていること。 ・ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法(※2)により視覚障害者が円滑に操作することができる構造としていること。 ・ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること。 <p>※1：エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1494号)</p> <p>※2：その他の方法：文字等の浮き彫り、音による案内又は点字及びこれらに類するもの(平成18年国土交通省告示第1493号)</p> <p><u>すべての場合において、次に掲げる基準を満たしていること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付近に、次に掲げる基準に適合する標識が設けられていること。(第20条、標識省令) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けていること。(標識省令第1項) ➤ 標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)としていること。(標識省令第2項)

【別表】特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

改修部分に多数の者が利用するエレベーター及び乗降ロビーが含まれる場合は、当該エレベーター及び乗降ロビーは次に掲げる基準に適合していること。

エレベーター	誘導基準	省令第7条 省令第14条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターであること。(第7条第1項) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、第9条の2第1項に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第13条第1号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階(第1号) ➢ 直接地上へ通ずる出入口のある階(第2号) ・ 次に掲げる基準に適合していること。(第7条第2項、第3項) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上であること。(第2項第1号)(*) ➢ 籠の奥行きは、135cm以上であること。(第2項第2号) ➢ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上であること。(第2項第3号)(*) ➢ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置が設けられていること。(第2項第4号) ➢ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置が設けられていること。(第2項第5号) ➢ 籠の幅は、140cm以上であること。(第3項第1号)(*) ➢ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造としていること。(第3項第2号) ➢ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置が設けられていること。(第3項第3号) ・ 主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーである場合は、上記の基準に適合するほか、次に掲げる基準に適合していること。(第7条第6項) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置が設けられていること。(第6項第1号) ➢ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法(※1)により視覚障害者が円滑に操作することができる構造としていること。(第6項第2号) ➢ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること。(第6項第3号) <p>※1：その他の方法：文字等の浮き彫り、音による案内又は点字及びこれらに類するもの(平成18年国土交通省告示第1487号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーである場合は、上記の基準(*の基準を除く。)に適合するほか、以下基準に適合していること。(第7条第4項・第5項・第6項) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 籠の幅は、160cm以上であること。(第5項第1号) ➢ 籠及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上であること。(第5項第2号) ➢ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180cm以上であること。(第5項第3号) ➢ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置が設けられていること。(第6項第1号)(※2) ➢ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法(※1)により視覚障害者が円滑に操作することができる構造としていること。(第6項第2号)(※2) ➢ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること。(第6項第3号)(※2) <p>※2：エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合にあつては、適合を要しない。(平成18年国土交通省告示第1486号)</p> <p>すべての場合において、次に掲げる基準を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付近に、次に掲げる基準に適合する標識が設けられていること。(第14条) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 付近に当該エレベーターがあることを示す標識を高齢者、障害者等の見やすい位置に設けていること。(第1項) ➢ 標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)としていること。(第2項)
--------	------	-----------------	--

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

建築物の部分	基準	要件を示す条文	要件
特殊な構造又は使用形態のエレベーター	円滑化基準	政令第19条第2項第6号 政令第20条	<p><u>改修部分に特殊な構造のエレベーターが含まれる場合は、当該エレベーターは次に掲げる基準に適合していること。（第19条第2項第6号、平成18年国土交通省告示第1492号第1）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が毎分15m以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するものであること。（第1第1号） ・ 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を毎分30m以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものであること。（第1第2号） ・ 付近に、次に掲げる基準に適合する標識が設けられていること。（第20条、標識省令） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けていること。（標識省令第1項） ➢ 標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）としていること。（標識省令第2項）
	誘導基準	省令第8条 省令第14条	<p><u>改修部分に特殊な構造のエレベーターが含まれる場合は、次に掲げる基準に適合していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が毎分15m以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するものであること。（平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号） ・ 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものであること。（平成18年国土交通省告示第1492号第1第2号） ・ 付近に、次に掲げる基準に適合する標識が設けられていること。（第14条） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 付近に当該エレベーターがあることを示す標識を高齢者、障害者等の見やすい位置に設けていること。（第1項） ➢ 標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）としていること。（第2項）

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

建築物の部分	基準	要件を示す条文	要件
標識	円滑化基準	政令第 20 条	<p><u>改修部分において、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識が当該施設の付近に設けられている場合は、次に掲げる基準に適合していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けていること。（標識省令第 1 項） ・ 標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの当該内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの）としていること。（標識省令第 2 項）
	誘導基準	省令第 14 条	<p><u>改修部分において、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識が当該施設の付近に設けられている場合は、次に掲げる基準に適合していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けていること。（第 1 項） ・ 標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの）としていること。（第 2 項）

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

建築物の部分	基準	要件を示す条文	要件
案内設備/案内設備までの経路（視覚障害者用移動等円滑化経路）	円滑化基準	政令第 21 条 政令第 22 条	<p>改修部分に次に掲げるいずれかの部分が含まれていること。（第 21 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備（第 1 項） ・ 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法（※ 1）により視覚障害者に示すための設備（第 2 項） ・ 案内所（第 3 項） <p>※ 1：文字等の浮き彫り、音による案内又は点字及びこれらに類するもの（平成 18 年国土交通省告示第 1491 号）</p> <p>点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備又は案内所にあつては、道等から当該箇所までの経路のうち一以上について視覚障害者移動等円滑化経路として次に掲げる基準に適合していること。（第 22 条第 1 項）（※ 2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。（第 22 条第 2 項第 1 号） ・ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等が敷設されていること。（第 22 条第 2 項第 2 号） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 車路に近接する部分（イ） ➤ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分（※ 3）を除く。）（ロ） <p>※ 2：道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車の用に供する施設又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が第 22 条第 2 項に適合するものである場合にあつては、適合を要しない。（平成 18 年国土交通省告示第 1497 号第 4）</p> <p>※ 3：勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等にあつては、適合を要しない。（平成 18 年国土交通省告示第 1497 号第 5）</p>

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

案内設備/案内設備までの経路(視覚障害者用移動等円滑化経路)	誘導基準	省令第15条 省令第16条	<p>改修部分に次に掲げるいずれかの部分を含むこと。(第15条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備(第1項) ・ 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法(※1)により視覚障害者に示すための設備(第2項) ・ 案内所(第3項) <p>※1: 文字等の浮き彫り、音による案内又は点字及びこれらに類するもの(平成18年国土交通省告示第1491号)</p> <p>点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備又は案内所にあつては、主たる経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、視覚障害者移動等円滑化経路として次に掲げる基準に適合するものとしていること。(第16条第1項)(※2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。(政令第22条第2項第1号) ・ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等が敷設されていること。(政令第22条第2項第2号) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 車路に近接する部分(イ) ➢ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分(※3)を除く。)(ロ) <p>※2: 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車の用に供する施設又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第22条第2項に適合するものである場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1489号第4)</p> <p>※3: 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等にあつては、適合を要しない。(平成18年国土交通省告示第1497号第5)</p>
--------------------------------	------	------------------	--

【別表】 特例対象となるバリアフリー改修工事の要件の詳細

建築物の部分	基準	要件を示す条文	要件
浴室	円滑化基準	(円滑化基準なし)	—
	誘導基準	省令第13条	<p><u>改修部分に車椅子使用者用浴室を含む場合は、当該車椅子使用者用浴室は次に掲げる基準に適合していること。</u> (第13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる構造としていること。(第1項) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。(平成18年国土交通省告示第1484号第一号) ➤ 車椅子使用者が円滑に利用していることができるよう十分な空間が確保されていること。(平成18年国土交通省告示第1484号第二号) ・ 出入口は、次に掲げるものであること。(第2項) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 幅は、80cm以上であること。(第10条第2項第3号ロ(1)) ➤ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。(第10条第2項第3号ロ(2))